

<問題編>

適切なものを○、不適切なものを×としなさい。

	問 題	○・×
1	社会的養護関係施設は、第三者評価を5か年度毎に1回以上受審しなければならない。(令和3後期「社会的養護」問8・1)	
2	社会的養護関係施設における第三者評価は、各施設が独自に作成した基準を用いて実施される。(令和3後期「社会的養護」問8・2)	
3	社会的養護関係施設における利用者調査は、任意での実施とされている。(令和3後期「社会的養護」問8・3)	
4	ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価の受審は努力義務とされている。(令和3後期「社会的養護」問8・4)	
5	社会的養護関係施設は、第三者評価の受審年に限り、自己評価を行わなければならない。(令和3後期「社会的養護」問8・5)	
6	すべての児童福祉施設においては、サービスの質の向上に向けて、福祉サービス第三者評価事業が義務付けられている。(令和3前期「社会福祉」問5A)	
7	福祉サービス第三者評価事業は、質の高い福祉サービスを事業者が提供するため、すべての福祉サービスを提供する事業所において義務として取り組む事業である。(令和3前期「社会福祉」問16A)	
8	厚生労働省が策定したガイドラインに基づき、都道府県が第三者評価基準を策定している。(令和3前期「社会福祉」問16B)	
9	福祉サービス第三者評価事業の目的等については、「社会福祉法」によって定められている。(令和3前期「社会福祉」問16C)	
10	福祉サービス第三者評価事業の評価結果は、福祉サービスを提供する事業所の同意を得て、市町村により公表されている。(令和3前期「社会福祉」問16D)	
11	児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。(令和2後期「社会的養護」問4改題)	
12	保育所は、福祉サービスの自己評価を行うなど、福祉サービスの質の向上に向けて努力することが義務づけられている。(令和元後期「社会福祉」問16A)	
13	保育所は、定期的に第三者評価を受審するよう努めなければならない。(令和元後期「社会福祉」問16B)	
14	保育所の第三者評価を行うのは、市町村自治体である。(令和元後期「社会福祉」問16C)	
15	保育所の公表された自己評価や第三者評価受審の結果は、利用者がサービス選択を行うための情報として活用される。(令和元後期「社会福祉」問16D)	

16	児童養護施設では、第三者評価の受審が義務づけられている。(令和元後期「社会的養護」問9・1)	
17	児童養護施設では、第三者評価は、4か年度毎に1回以上受審しなければならない。(令和元後期「社会的養護」問9・2)	
18	児童養護施設では、自己評価の結果の公表は任意である。(令和元後期「社会的養護」問9・3)	
19	児童養護施設では、自己評価は、2か年度毎に1回行わなければならない。(令和元後期「社会的養護」問9・4)	
20	児童養護施設では、第三者評価における利用者調査の実施は任意である。(令和元後期「社会的養護」問9・5)	
21	乳児院は、5か年度毎に1回、第三者評価を受審しなければならない。(平成31前期「社会福祉」問14A)	
22	母子生活支援施設は、毎年度、自己評価を行わなければならない。(平成31前期「社会福祉」問14B)	
23	児童心理治療施設は、3か年度毎に1回、第三者評価を受審しなければならない。(平成31前期「社会福祉」問14C)	
24	児童自立支援施設は、3か年度毎に1回、自己評価を行わなければならない。(平成31前期「社会福祉」問14D)	
25	第三者評価の評価調査者として満たすべき要件の1つは、評価調査者養成研修を受講し修了していることである。(平成30後期「社会福祉」問14A)	
26	第三者評価機関が評価の結果を公表する際は、受審した事業所の同意を得る必要がある。(平成30後期「社会福祉」問14B)	
27	福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、国の責務である。(平成30後期「社会福祉」問14C)	
28	母子生活支援施設における自己評価の実施は、努力義務である。(平成30前期「社会福祉」問15A)	
29	児童心理治療施設における自己評価の実施は、努力義務である。(平成30前期「社会福祉」問15B)	
30	児童自立支援施設における自己評価の実施は、義務である。(平成30前期「社会福祉」問15C)	
31	社会的養護の施設等における第三者評価において、第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価の評価基準に基づく自己評価を行うことが求められている。(平成29後期「社会的養護」問5A)	
32	社会的養護の施設等における第三者評価において、第三者評価を受審する義務がある施設においては、第三者評価を3か年度に1回以上受審しなければならない。(平成29後期「社会的養護」問5B)	

33	社会的養護の施設等における第三者評価において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）における第三者評価の受審は、努力義務である。（平成 29 後期「社会的養護」問 5C）	
34	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年厚生省令第 63 号）において、児童養護施設は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表しなければならないと定められている。（平成 28 後期「児童家庭福祉」問 5・4）	
35	社会福祉事業の経営者は、第三者評価を受けることに努めなければならない。（神奈川平成 30 問 13・1）	
36	保育所は第二種社会福祉事業であるから、第三者評価の対象外である。（神奈川平成 30 問 13・1）	
37	第三者評価に取り組むことで、職員の自己評価のプロセスは割愛される。（神奈川平成 30 問 13・1）	
38	第三者評価では、法人の財務や経営状況についても評価する。（神奈川平成 30 問 13・1）	
39	行政監査で法令が定める最低基準が満たされている場合は、第三者評価は不要である。（神奈川平成 30 問 13・1）	
40	児童養護施設等の社会的養護関係施設については、福祉サービス第三者評価を受けることが義務付けられている。（令和 4 前期問 16A）	
41	福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、国の責務となっている。（令和 4 前期問 16B）	
42	福祉サービス第三者評価を受けた結果は、市町村が公表することになっている。（令和 4 前期問 16C）	
43	福祉サービス第三者評価事業とは、公正・中立な福祉事務所が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みのことである。（令和 4 前期問 16D）	
44	社会的養護関係施設における第三者評価事業では、職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け実行する。（令和 5 前期「社会的養護」問 8A）	
45	社会的養護関係施設における第三者評価事業では、施設の利用者を対象とした調査を実施するよう努める。（令和 5 前期「社会的養護」問 8B）	
46	社会的養護関係施設における第三者評価事業では、毎年第三者評価を受けなければならない。（令和 5 前期「社会的養護」問 8C）	
47	社会的養護関係施設における第三者評価事業では、第三者評価の基準は施設が独自に決める。（令和 5 前期「社会的養護」問 8D）	
48	第三者評価事業を受審することで、他の事業所や施設などとの優劣を示すことが目的である。（令和 5 後期間 13A）	
49	福祉サービスの第三者評価事業の普及促進については、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」において市町村社会福祉協議会の義務であることが規定されている。（令和 5 後期間 13B）	

50	福祉サービスの第三者評価事業を行う評価機関は、都道府県推進組織における第三者評価機関認証委員会から認証を受ける必要がある。(令和5後期間 13C)	
51	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインの策定・更新は、厚生労働大臣が実施する。(令和5後期間 13D)	
52	社会的養護関係施設は、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表が義務づけられている。(令和5神奈川問 17A)	
53	社会的養護関係施設は、第三者評価を5か年度毎に1回以上受審しなければならない。(令和5神奈川問 17B)	
54	社会的養護関係施設の第三者評価は、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施される。(令和5神奈川問 17C)	
55	社会的養護関係施設については、第三者評価と併せて利用者調査を必ず実施する。(令和5神奈川問 17D)	
56	保育所は、第三者評価の受審が義務づけられている。(令和6前期問 13A)	
57	児童養護施設は、第三者評価の受審が義務づけられている。(令和6前期問 13B)	
58	乳児院は、第三者評価の受審が義務づけられていない。(令和6前期問 13C)	
59	福祉サービス第三者評価の所轄庁は、法務省である。(令和6前期問 13D)	

<解答編>

	問 題	○・×
1	社会的養護関係施設は、第三者評価を <u>5か年度毎に1回以上</u> 受審しなければならない。(令和3後期「社会的養護」問8・1) <u>3か年度毎に1回以上</u>	×
2	社会的養護関係施設における第三者評価は、 <u>各施設が独自に作成した基準</u> を用いて実施される。(令和3後期「社会的養護」問8・2) <u>全国共通の基準</u> を用いて実施される <u>ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能となっている</u>	×
3	社会的養護関係施設における利用者調査は、 <u>任意での実施</u> とされている。(令和3後期「社会的養護」問8・3) <u>必ず実施する</u>	×
4	ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価の受審は努力義務とされている。(令和3後期「社会的養護」問8・4)	○
5	社会的養護関係施設は、 <u>第三者評価の受審年に限り</u> 、自己評価を行わなければならない。(令和3後期「社会的養護」問8・5) <u>毎年度実施する</u>	×

6	<p><u>すべての児童福祉施設において</u>は、サービスの質の向上に向けて、福祉サービス第三者評価事業が義務付けられている。(令和3前期「社会福祉」問5A)</p> <p><u>すべての児童福祉施設ではなく、社会的養護関係施設である乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設。児童心理治療施設、児童自立支援施設が義務である</u></p>	×
7	<p>福祉サービス第三者評価事業は、質の高い福祉サービスを事業者が提供するため、すべての福祉サービスを提供する事業所において<u>義務</u>として取り組む事業である。(令和3前期「社会福祉」問16A)</p> <p><u>義務ではなく、努力義務である</u></p>	×
8	<p><u>厚生労働省</u>が策定したガイドラインに基づき、<u>都道府県</u>が第三者評価基準を策定している。(令和3前期「社会福祉」問16B)</p> <p>ガイドラインは<u>全国社会福祉協議会</u>が策定し、それを踏まえて<u>都道府県推進組織</u>が第三者評価基準を策定している</p>	×
9	<p>福祉サービス第三者評価事業の目的等については、「社会福祉法」によって定められている。(令和3前期「社会福祉」問16C)</p>	○
10	<p>福祉サービス第三者評価事業の評価結果は、福祉サービスを提供する事業所の同意を得て、<u>市町村</u>により公表されている。(令和3前期「社会福祉」問16D)</p> <p><u>第三者評価機関、または都道府県推進組織によって公表される</u></p>	×
11	<p>児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。(令和2後期「社会的養護」問4改題)</p>	○
12	<p>保育所は、福祉サービスの自己評価を行うなど、福祉サービスの質の向上に向けて努力することが義務づけられている。(令和元後期「社会福祉」問16A)</p>	○
13	<p>保育所は、定期的に第三者評価を受審するよう努めなければならない。(令和元後期「社会福祉」問16B)</p>	○
14	<p>保育所の第三者評価を行うのは、<u>市町村自治体</u>である。(令和元後期「社会福祉」問16C)</p> <p><u>都道府県推進組織に認証された第三者評価機関によって実施される</u></p>	×
15	<p>保育所の公表された自己評価や第三者評価受審の結果は、利用者がサービス選択を行うための情報として活用される。(令和元後期「社会福祉」問16D)</p>	○
16	<p>児童養護施設では、第三者評価の受審が義務づけられている。(令和元後期「社会的養護」問9・1)</p>	○
17	<p>児童養護施設では、第三者評価は、<u>4か年度毎に1回以上</u>受審しなければならない。(令和元後期「社会的養護」問9・2)</p> <p><u>3か年度毎に1回以上受審しなければならない</u></p>	×
18	<p>児童養護施設では、自己評価の結果の公表は<u>任意</u>である。(令和元後期「社会的養護」問9・3)</p> <p><u>義務である</u></p>	×

19	児童養護施設では、自己評価は、 2か年度毎に1回 行わなければならない。(令和元後期「社会的養護」問9・4) 毎年度行わなければならない	×
20	児童養護施設では、第三者評価における利用者調査の実施は 任意 である。(令和元後期「社会的養護」問9・5) 必ず実施する	×
21	乳児院は、 5か年度毎に1回 、第三者評価を受審しなければならない。(平成31前期「社会福祉」問14A) 3か年度毎に1回である	×
22	母子生活支援施設は、毎年度、自己評価を行わなければならない。(平成31前期「社会福祉」問14B)	○
23	児童心理治療施設は、3か年度毎に1回、第三者評価を受審しなければならない。(平成31前期「社会福祉」問14C)	○
24	児童自立支援施設は、 3か年度毎に1回 、自己評価を行わなければならない。(平成31前期「社会福祉」問14D) 毎年度実施する	×
25	第三者評価の評価調査者として満たすべき要件の1つは、評価調査者養成研修を受講し修了していることである。(平成30後期「社会福祉」問14A)	○
26	第三者評価機関が評価の結果を公表する際は、受審した事業所の同意を得る必要がある。(平成30後期「社会福祉」問14B)	○
27	福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、国の責務である。(平成30後期「社会福祉」問14C)	○
28	母子生活支援施設における自己評価の実施は、 努力義務 である。(平成30前期「社会福祉」問15A) 義務である	×
29	児童心理治療施設における自己評価の実施は、 努力義務 である。(平成30前期「社会福祉」問15B) 義務である	×
30	児童自立支援施設における自己評価の実施は、義務である。(平成30前期「社会福祉」問15C)	○
31	社会的養護の施設等における第三者評価において、第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価の評価基準に基づく自己評価を行うことが求められている。(平成29後期「社会的養護」問5A)	○
32	社会的養護の施設等における第三者評価において、第三者評価を受審する義務がある施設においては、第三者評価を3か年度に1回以上受審しなければならない。(平成29後期「社会的養護」問5B)	○

33	社会的養護の施設等における第三者評価において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）における第三者評価の受審は、努力義務である。（平成 29 後期「社会的養護」問 5C）	○
34	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年厚生省令第 63 号）において、児童養護施設は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表しなければならないと定められている。（平成 28 後期「児童家庭福祉」問 5・4）	○
35	社会福祉事業の経営者は、第三者評価を受けることに努めなければならない。（神奈川平成 30 問 13・1）	○
36	保育所は第二種社会福祉事業であるから、 <u>第三者評価の対象外</u> である。（神奈川平成 30 問 13・1） <u>保育所も対象</u> である	×
37	第三者評価に取り組むことで、職員の <u>自己評価のプロセスは割愛される</u> 。（神奈川平成 30 問 13・2） <u>割愛されない</u> 第三者評価は自己評価を踏まえて実施されるものである	×
38	第三者評価では、法人の <u>財務や経営状況についても評価する</u> 。（神奈川平成 30 問 13・3） <u>「福祉サービスの質の向上」を目的として評価が行われるため、その法人の経営（財務）状況については評価しない</u>	×
39	行政監査で法令が定める最低基準が満たされている場合は、 <u>第三者評価は不要</u> である。（神奈川平成 30 問 13・4） <u>第三者評価は必要</u> である 行政監査では、法令が求める最低基準を満たしているか否かについて、定期的に所轄の行政庁が確認するもので、社会福祉事業を行うためには、最低限満たしていなければならない水準が示されているものである。第三者評価は、最低基準以上に福祉サービスの質の向上を目的としているという点で行政監査とは根本的にその性格を異にするものである	×
40	児童養護施設等の社会的養護関係施設については、福祉サービス第三者評価を受けることが義務付けられている。（令和 4 前期問 16A）	○
41	福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、国の責務となっている。（令和 4 前期問 16B）	○
42	福祉サービス第三者評価を受けた結果は、 <u>市町村</u> が公表することになっている。（令和 4 前期問 16C） <u>* 第三者評価機関</u> は、事業所の同意を得て「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を公表するものとする <u>* 都道府県推進組織</u> は、第三者評価機関からの第三者評価結果の報告を受け、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、当該第三者評価結果を公表するものとする	×

43	福祉サービス第三者評価事業とは、公正・中立な <u>福祉事務所</u> が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みのことである。(令和4前期問16D) 社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な<u>第三者機関</u>が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう	×
44	社会的養護関係施設における第三者評価事業では、職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け実行する。(令和5前期「社会的養護」問8A)	○
45	社会的養護関係施設における第三者評価事業では、施設の利用者を対象とした調査を実施するよう <u>努める</u> 。(令和5前期「社会的養護」問8B) 第三者評価と併せて利用者調査を<u>必ず実施する</u>	×
46	社会的養護関係施設における第三者評価事業では、 <u>毎年</u> 第三者評価を受けなければならない。(令和5前期「社会的養護」問8C) <u>3か年度毎に1回以上受審する</u>	×
47	社会的養護関係施設における第三者評価事業では、第三者評価の基準は <u>施設が独自に決める</u> 。(令和5前期「社会的養護」問8D) <u>全国共通、または都道府県独自の基準が定められている</u>	×
48	第三者評価事業を受審することで、 <u>他の事業所や施設などとの優劣を示すこと</u> が目的である。(令和5後期間13A) <u>福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものである</u>	×
49	福祉サービスの第三者評価事業の普及促進については、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」において <u>市町村社会福祉協議会の義務</u> であることが規定されている。(令和5後期間13B) 福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、<u>国の責務</u>である	×
50	福祉サービスの第三者評価事業を行う評価機関は、都道府県推進組織における第三者評価機関認証委員会から認証を受ける必要がある。(令和5後期間13C)	○
51	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインの策定・更新は、 <u>厚生労働大臣</u> が実施する。(令和5後期間13D) <u>全国社会福祉協議会が実施する</u>	×
52	社会的養護関係施設は、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表が義務づけられている。(令和5神奈川問17A)	○
53	社会的養護関係施設は、第三者評価を <u>5か年度毎に1回以上</u> 受審しなければならない。(令和5神奈川問17B) <u>3か年度毎に1回以上</u>	×
54	社会的養護関係施設の第三者評価は、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施される。(令和5神奈川問17C)	○
55	社会的養護関係施設については、第三者評価と併せて利用者調査を必ず実施する。(令和5神奈川問17D)	○

56	保育所は、第三者評価の受審が <u>義務づけられている</u> 。(令和6前期間 13A) <u>受審は努力義務</u>	×
57	児童養護施設は、第三者評価の受審が義務づけられている。(令和6前期間 13B)	○
58	乳児院は、第三者評価の受審が <u>義務づけられていない</u> 。(令和6前期間 13C) <u>義務づけられている</u>	×
59	福祉サービス第三者評価の所轄庁は、 <u>法務省</u> である。(令和6前期間 13D) <u>厚生労働省</u>	×